

(案)

契 約 書

- 1 契約業務名 複合機保守作業（単価契約）（四国運輸局本局等）
- 2 履行場所 別紙1のとおり（遠隔保守を除く。）
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 別紙2のとおり
- 5 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長 ○○○○
(以下「甲」という。)と受注者 ○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の
条項により請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、頭書の業務を頭書の期間中に仕様書に基づき実施し、甲は乙に頭書
の契約金額に基づきその対価を支払うものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は関係法令を遵守し、第7条に規定する業務を履行するものとする。

（再委託の禁止等）

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請
け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手
法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

（再委託等変更の事前承諾義務）

第5条 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請
け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託
の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約
金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、
計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等
の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(案)

(監督職員)

第6条 甲は、乙の業務履行について、自己に代わって監督または指示する監督職員を選任することができる。

(業務の範囲)

第7条 乙の行う業務の範囲については、仕様書に定めるところによる。

(業務の変更)

第8条 甲は、必要がある場合には、業務内容を変更することができる。この場合には、甲は乙と協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第9条 乙は、1箇月ごとに甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
2 前項の規定により、検査職員の検査に合格したときをもって1箇月ごとの業務は完了したものとする。

(契約代金の支払)

第10条 乙は、前条の検査合格後、翌月10日までに、本契約の代金を月単位で甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。
- 3 甲が前項の支払期間を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条により、支払期限の翌月から支払の日までの日数に応じ未支払金額に対し年2.5%の割合による遅延利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 甲が一定の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないとき。
- 二 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を表示したとき。
- 三 乙について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思を表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。
- 四 この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 乙が破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を行ったとき又は精算に入ったとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

(案)

団員」という。) であると認められるとき。

- (ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (二) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ト) 乙が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合((ヘ)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項第一号から第四号及び第六号の規定により契約を解除した場合、乙は契約金額に仕様書別紙の年間使用予定枚数を乗じた金額の100分の10に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

ただし、当該違約金は損害賠償金の予定またはその一部と解しないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第13条 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(乙の解除権)

第14条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 甲が本契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達する見込みがないとき。
- 二 乙の責に帰さない事由により、義務を履行することが不可能または著しく困難となったとき。

2 乙は前項の一により契約を解除した場合で、これによって乙に損害の賠償が生じたときは、甲に対し解除の日から30日以内に損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の額は甲と乙が協議して定めるものとする。

(案)

(談合等不正行為があつた場合の違約金等)

第15条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約額の変更があつた場合には、変更後の契約額）に仕様書別紙の年間使用予定枚数を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをしていい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(雑則)

第16条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する高松地方裁判所に提訴するものとする。

(案)

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 香川県高松市サンポート3番33号
支出負担行為担当官
四国運輸局長

受注者

設置機器及び設置場所

設置機器		設 置 場 所
機種	機械番号	
imageRUNNER ADVANCE DX C5840F (FAX /プリンタ/スキャナ, 内蔵フィニッ シャー)	32S00968	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 総務部
imageRUNNER ADVANCE DX C5840F (FAX /プリンタ/スキャナ付)	32S01342	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 交通政策部
	32S00809	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 観光部
	32S00845	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車交通部
	32S00871	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車技術安全部
	32S00909	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 鉄道部
	32S00949	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海事振興部
	32S00895	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海上安全環境部
	32S00882	徳島市万代町3-5-2 徳島運輸支局本庁舎
	32S00899	徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 輸送・監査部門
	32S03381	徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 登録部門
	32S03395	高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門
	32S00878	高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 登録部門
	32S00655	松山市森松町1070 愛媛運輸支局 輸送・監査部門
	32S00683	松山市森松町1070 愛媛運輸支局 登録部門
	32S00687	今治市片原町1丁目3-2 愛媛運輸支局今治海事事務所 監理・運航部門
	32S00684	今治市片原町1丁目3-2 愛媛運輸支局今治海事事務所 船舶・船員部門
	32S00690	宇和島市住吉町3-1-3 愛媛運輸支局宇和島海事事務所
	32S00620	高知市桟橋通5-4-55 高知運輸支局本庁舎
	32S00974	高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 輸送・監査部門
	32S01349	高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 登録部門
imageRUNNER ADVANCE DX C5860F (プリ ンタのみ)	32Q00867	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 印刷室

保守料金単価表

区分	単価
モノクロ	円／枚
モノカラー	円／枚
フルカラー	円／枚

1. この契約における1月とは、その月の初日から末日迄をいう。
2. 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 消費税法における消費税及び地方税法における地方消費税を加算することとする。